



平成 29 年 3 月 7 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 あ ら た  
代 表 者 代 表 取 締 役 畑 中 伸 介  
社 長 執 行 役 員  
(コード番号 2733 東証一部)  
問 合 せ 先 責 任 者 代 表 取 締 役 鈴 木 洋 一  
副 社 長 執 行 役 員  
(TEL 03-5635-2800)

## 公正取引委員会からの下請代金支払遅延等防止法に関する勧告について

本日、株式会社あらたは、公正取引委員会より、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）に基づく勧告を受けました。

これは、株式会社あらたがプライベートブランド商品の製造を委託しているお取引先様との契約に基づき、「現金引」、「基本取引条件等」および「無返品分担金」としてお取引先様から金員を収受していた行為が、支払うべき下請代金の減額にあたり、下請法の規定（第4条第1項第3号）に違反すると判断されたものです。本日の勧告において指摘された金額は、平成27年9月から平成28年12月までの間で総額約1,501万円です。

株式会社あらたは、平成29年1月1日以降、上記各金員のご請求をお取引先様に行なっておらず、指摘された金額の全額を本日までに返還いたしました。なお、これらの返還が当社業績に及ぼす影響は軽微であり、平成29年3月期業績予想に変更はございません。

株式会社あらたとしては、今回の勧告を真摯に受け止め、勧告内容を役員および全社員へ周知徹底するとともに、外部講師による下請法研修を実施し、コンプライアンスの強化と再発防止に努めてまいります。

お取引先様をはじめ関係者のみなさまにはご心配とご迷惑をおかけしましたことを、心からお詫び申し上げます。

以上